

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

人が集まる施設の安全を確保したい

No.8

国土交通省

補助金等

(開始年度)平成24年度

支援の名称	<p>主要駅周辺等における帰宅困難者対策 (都市安全確保促進事業)</p>
制度の趣旨・背景	<p>大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図ります。</p>
制度の内容	<p>計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援します。</p> <p>■補助対象及び補助率</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市再生安全確保計画・エリア防災計画[*]の作成のための協議会に対する支援、計画の作成に係る支援 補助率：1/2 計画に基づくソフト事業に対する支援（退避方法や退避施設の確保等に関するルールの作成 等） 補助率：1/2 計画に記載された退避施設、防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機等の整備に対する支援（建築物の躯体工事を伴う場合を除く） 補助率：1/3 <p>※都市再生安全確保計画・エリア防災計画</p> <p><都市再生安全確保計画> 都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画</p> <p><エリア防災計画> 以下の地域において帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日当たりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域 指定都市及び特別区内の1日当たりの乗降客数が20万人以上の駅周辺地域 中核市、施行時特例市若しくは県庁所在都市の乗降客数が最も多い駅周辺地域
対象となる方	<p>市町村（特別区を含む）、都道府県、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人（計画素案の作成のみ対象）</p>
問い合わせ先など	<p>国土交通省 都市局 まちづくり推進課 TEL：03-5253-8111（内線 32-563）</p> <p>■関連 URL</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生安全確保計画制度 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html